

源平盛衰記における『史記』の受容について

陳, 晨 / CHEN, Chen

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院 国際日本学インスティテュート専攻委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

国際日本学論叢 / Journal of International Japanese-studies

(巻 / Volume)

19

(開始ページ / Start Page)

142(1)

(終了ページ / End Page)

126(17)

(発行年 / Year)

2022-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030995>

源平盛衰記における『史記』の受容について

陳 晨

はじめに

かつて筆者は拙稿「源平盛衰記における『後漢書』の受容^①」において、源平盛衰記の『後漢書』受容状況について考察した。『後漢書』は『史記』『漢書』と並び、三史の一つとされている。源平盛衰記における『後漢書』の引用については、遠藤光正氏^②によって、『明文抄』・『玉函秘抄』・『世俗諺文』などの和製類書への依拠が指摘さ

れ、実際に源平盛衰記が『後漢書』を直接参照していたかは、明瞭でなかった。しかし、調査を通じて、延慶本と源平盛衰記には遠藤氏の指摘とは別に、『後漢書』に直接依拠したと考えられる箇所が存在することが判明した。このことを踏まえると、三史の中でもっとも有名である『史記』も、『後漢書』と同じように直接依拠されるところがあったか、疑問が生じる。本稿ではこの問題を検討したい。これを通じて、源平盛衰記における三史受容の一端を明らかにしたい。

源平盛衰記には『史記』由来の説話や表現が多く見られる。しかし、和製類書や幼学書などに拠る箇所がほとんどで、いわゆる中世史記の世界を引き継いでいる。これ以外にも『史記』を受容する経路があつたのだろうか。加えて、源平盛衰記は『平家物語』の異本として、他伝本と異なる記事や表現が多数存在している。これらの独自の記事や表現を精査することにより、源平盛衰記編者の漢文受容の経路や創作環境を探求したい。

一、源平盛衰記における中世史記の世界

源平盛衰記における『史記』の受容について、既に数多くの研究が蓄積されている。それらの先行研究に基づき、『史記』が源泉となる説話とその出典などをまとめると、次の〈表〉の通りとなる。なお、延慶本と長門本にほぼ同文が見られる場合は○、記事の異同がある場合は△、記事が存在しない場合は×のように示した。

【表】 源平盛衰記における『史記』が源泉となる説話
一 覧 表

番号	巻・章段	説話事項名	延慶本	長門本	直接典拠
①	巻一、五節 夜闇打	沛公鴻門之	×	×	唐鏡
②	巻二、山僧 焼清水寺	会稽山	×	△	
③	巻三、朝覲 行幸	朝覲行幸由来	×	×	唐鏡
④	巻六、小松 殿召兵	幽王褒姒烽火 事	△	△	唐鏡
⑤	巻八、康頼 造卒都婆	漢朝蘇武	△	△	永濟注
⑥	巻十一、育 王山送金	高祖医者	○	×	唐鏡
⑦	巻十四、木 下馬	漢文帝千里馬	×	×	白氏文集
⑧	巻十四、大 衆揃	孟嘗函谷	○	△	永濟注

⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒
卷三十五、 木曾頭被渡	卷三十四、 法住寺城郭 合戦	卷三十四、 法住寺城郭 合戦	卷三十、真 盛被討	卷二十七、 信濃横田原 軍	都返僉議事 卷二十四、	卷二十、高 網賜姓名	卷十七、謀 叛不遂素懷	卷十六、謀 叛不遂素懷	卷十五、律 浄房日印事
沛公入咸陽宮	高祖韓信合戦	武王紂王合戦	朱買臣錦袴	周武王誅紂王	趙高鹿将参	紀信詐帝	勾踐夫差	始皇燕丹	季札劍
×	△	△	×	×	×	×	×	△	×
×	△	△	×	×	×	×	×	△	×
	六代勝事 記か	六代勝事 記か	永済注			古注蒙求		永済注	永済注

㉓	㉔
卷三十八、 小宰互局	慎夫人
重衡酒宴	項羽最期
△	×
△	×
永済注	蒙求和歌

【表】にあるように、源平盛衰記には『史記』を源泉とする故事説話が二十条ほどある。さらに、受容の傾向として、漢楚合戦に関わる記事が七条ほど見られ、全体の約三分の一を占めている。次に、これらの故事説話の受容経路を、これまでの研究を通じて見てみたい。

まず、巻一から巻六までは『唐鏡』を通じて『史記』を引用する傾向が見られる。そして、引用する記事の話柄も比較的『史記』に忠実である。これについて、牛尾久美子氏は「沛公鴻門之会」と「朝覲行幸来由」の二話が直接『唐鏡』に拠っていると指摘している⁽³⁾。さらに、楊曉捷氏は源平盛衰記が『唐鏡』によって『史記』を受容する例として「幽王褒姒烽火事」「高祖医者」の二話を追加している⁽⁴⁾。

この「幽王褒姒烽火事」は『平家物語』諸本に見れるが、伝本によって異同が大きい。例えば延慶本・長門本では烽火事が極短いかたちでまとめられ、褒姒の出生譚が『唐鏡』と同じように、「狐」とされている。一方、源平盛衰記では、烽火の記事を長く記述した後、褒姒の出身譚を「亀ノ子」と「狐」とする二説を取り上げている。これについて、牧野和夫氏は源平盛衰記の褒姒の出身譚が天台三大部と吒天信仰の習合に関わることを指摘している。⁽⁵⁾

そして、源平盛衰記の巻八以降になると、【表】に見られるように、和漢朗詠集の永済注に拠って『史記』を享受する記事が多く見られる。これについて、黒田彰氏は源平盛衰記が永済注に拠ったと認め得る記事が十二条ほどであると指摘している。⁽⁶⁾ その中には、〈表〉に見られるように、『史記』を源泉とする例が六つほど見られる。そのほか、例えば増田欣氏は源平盛衰記の「紀信詐帝」などの記事と『蒙求』との関係を検討している。⁽⁷⁾

四

このように、源平盛衰記は『史記』の説話を受容する際に、『唐鏡』や永済注などから直接引用していることがわかる。一方、説話単位ではなく、引用章句のレベルで見えてゆくと、遠藤光正氏は八十四例あることを指摘したうえで、源平盛衰記には「項羽本紀」から引用したものが最も多く、「伯夷伝」「越世家」「田单伝」などほかの引用もあることを示している。その一方で、それらの引用章句は直接原典より引用しているのではなく、和製類書の『世俗諺文』・『玉函秘抄』・『管蠡抄』・『明文抄』などに直接依拠した例もあることを指摘している。⁽⁸⁾ 『史記』の八十四例の引用例のうち、和製類書と重なる例は二十五例見られる。⁽⁹⁾ そして、中世史記・『唐鏡』・『白氏文集』・『後漢書』などを直接典拠としている例も見られる。それ以外に、有名な故事をまとめた章句や断片的な語句なども数多くある。いずれも直接『史記』に拠ったとは断言できない。こうした状況をまず確認したうえで、源平盛衰記が『史記』の本文を参照した可能性はあるの

かを次に考察したい。

二、源平盛衰記における『史記』の引用

源平盛衰記における『史記』受容は、『史記』そのものに依拠したのではなく、『唐鏡』・中世史記・和製類書などに拠ったと考えられてきた。だが、実際に源平盛衰記を見てゆくと、中世史記・和製類書などには見られない、『史記』を原拠とする詞章も存在する。以下、アウの三節にわけて、各事例を検討したい。

ア、頼朝・義仲の勲功

まず、卷三十二「法皇自天台山還御事」の本文を見てみよう。

同晦日、頭弁兼光朝臣奉仰、可被行行家、義仲等勲功之賞否、国主未定之間、可被行除目否之由、人々

二勅問有ケリ。梅小路中納言長方卿申サレケルハ、勲功之賞尤可被行カ、等差事、頼朝者為本謀、義仲者称戦功歟、(A) 昔誅諸呂立文帝、(B) 陳平雖為本謀、周勃依有戦功、周勃之賞已越陳平、然者義仲之賞、可勝頼朝歟、但承平二討將門、秀郷者有興衆平定之忠、貞盛者積数度合戦之功、公卿論功、秀郷之賞超貞盛畢、今頼朝举義兵振威勢、旁頼朝之賞可勝、義仲ガ除目事、円融院大井河御遊日、時中卿被任参議、其後於陣被行除目カ、任件例被仰勸賞、後日可被行除目カ、嘉承摂政事、太上天皇詔也、准彼例可被行トゾ被申ケル。

これは本曾義仲と源行家へ勲功の賞を行うべきか否かという後白河院の勅問に対して、藤原長方が自身の見解を述べた一節である。ここで長方は、呂氏を滅ぼし漢文帝を擁立した時、陳平は「本謀」(首謀者)であつたが、周勃には大きな戦功があつたため陳平の賞を超えた例を

あげ、義仲の賞は頼朝に勝るかとまず述べる。だが、一方で平将門の乱の時には、多くの軍勢を立ち上がらせた藤原秀郷の功を平貞盛の数々の戦功より重視し、重く賞した例もあげ、このたびは頼朝の功は義仲に勝ると主張している。ここで、傍線部の出典について、遠藤氏は次のように指摘している。⁽¹⁰⁾

これは（A）（B）ともに、『史記』卷十の孝文本紀が、その典拠であるが、又『漢書』卷四の文帝紀にも同文が見える。出典（A）の文中に「代王」とあるのは文帝のことで、はじめ立って代王となり、呂后崩じ、大臣が諸呂を誅するに及び、迎立されて文帝となったのである。

このように、遠藤氏は傍線部の出典が『史記』卷十「孝文本紀」、『漢書』卷四「文帝紀」であると指摘している。また、中世の文学『源平盛衰記』六・五四頁の頭

六

注にも同じような指摘が見られる。では、『史記』卷十「孝文本紀」の本文を見てみよう。

（A）高后八年七月、高后崩。九月、諸呂呂産等欲為乱、以危劉氏、大臣共誅之、謀召立代王、事在呂后語中、丞相陳平、太尉周勃等、使人迎代王。

（中略）

（B）呂産欲為不善、丞相陳平與太尉周勃謀奪呂産等軍。朱虚侯劉章首先捕呂産等。太尉身率襄平侯通持節承詔入北軍。典客劉揭身奪趙王呂祿印。益封太尉勃万戸、賜金五千斤。丞相陳平、灌將軍嬰各三千戸、金二千斤。朱虚侯劉章、襄平侯通、東牟侯劉興居各二千戸、金千斤。

傍線部のように、『史記』卷十「孝文本紀」には、源平盛衰記の傍線部AとBの原話が記されている。しかし、源平盛衰記の詞章はこれより簡略で要約されたかたちに

なっている。そして、右の『史記』の二つの章段の間には（中略）部分に該当する長い文章が挟まっている。このように見れば、『史記』卷十「孝文本紀」は源平盛衰記の直接の典拠とは考えにくい。

次に、『漢書』の本文も確認してみよう。『漢書』卷三「呂太后本紀」には次の記述が見られる。

（A）十七年秋、高后崩、諸呂謀為乱、欲危劉氏。丞相陳平、太尉周勃、朱虛侯劉章等共誅之、謀立代王。

右のように、『漢書』「呂太后本紀」には「誅諸呂立文帝」に関わる経過を記述しているが、表現は源平盛衰記と異なっている。次に、『漢書』卷四「文帝紀」の本文を見てみよう。

（B）呂産欲為不善、丞相平與太尉勃等謀奪産等軍。

朱虚侯章首先捕斬産。太尉勃身率襄平侯通持節承詔入北軍。典客揭奪呂祿印。其益封太尉勃邑万户、賜金五千斤。丞相平、將軍嬰邑各三千户、金二千斤。朱虚侯章、襄平侯通邑各二千户、金千斤。

傍線部のように、『漢書』には、周勃の賞が陳平を超えたことが詳しく記されている。しかし、これも前例の『史記』卷十「孝文本紀」と『漢書』卷四「文帝紀」と同様、源平盛衰記の詞章のような要約形式になっているわけではない。

一方、『史記』卷五十六「陳丞相世家」には次のような記事が見られる。¹⁾

呂太后立諸呂為王、陳平偽聽之。及呂太后崩、平與太尉勃合謀、（A）卒誅諸呂、立孝文皇帝、（B）陳平本謀也。審食其免相。

孝文帝立、（B）以為太尉勃親以兵誅呂氏、功多、

陳平欲讓勃尊位、乃謝病。孝文帝初立、怪平病、問之。平曰、高祖時、勃功不如臣平。及誅諸呂、臣功亦不如勃。願以右丞相讓勃。(B) 於是孝文帝乃以絳侯勃為右丞相、位次第一、平徙為左丞相、位次第二。賜平金千斤、益封三千戶。

このくだりは、呂太后が崩御した後、陳平が周勃と謀り、呂氏一族を誅し、孝文皇帝を位に立てた論功行賞の際、陳平は本謀であるが、周勃には戦功があったので、賞が陳平を超えたことを記している。傍線部のように、『史記』卷五十六「陳丞相世家」の詞章は源平盛衰記に近いといえよう。特に、傍線部の「卒誅諸呂、立孝文皇帝」と「陳平本謀也」は、源平盛衰記傍線部の「昔誅諸呂立文帝」と「陳平雖為本謀」に近似している。そして、「於是孝文帝乃以絳侯勃為右丞相、位次第一、平徙為左丞相、位次第二」とあるように、ここでは明確に周勃の位次が陳平を超えたことを示している。

なお、源平盛衰記では、頼朝を陳平に、義仲を周勃に喩えている。ここではこの二人が対になって記されているが、『玉葉』寿永二年七月卅日の条では、頼朝・義仲・行家三人の勸賞のことが、次のように詳しく記されている。¹²⁾

八

仰左大臣云、條々事可計申者。

一仰云、今度義兵、造意雖在頼朝、當時成功事、義仲・行家也、且欲行賞者、頼朝之難難測、欲待彼上洛、又兩人愁賞之晚歟、兩ケ之間、畝慮難決、兼又、三人勸賞可有等差歟、其間子細可計申者、人々申云、不可被待頼朝參洛期、加彼賞、三人同時可被行、頼朝賞、若背雅意者、隨申請改易、有何難哉、於其等級者、且依勲功之優劣、且隨本官之高下、可被計行歟、惣論之、第一頼朝、第二義仲、第三行家也、

頼朝（京官、任国、加級、左大臣云、於「京官」者、參洛之時可_レ任、余云、不_レ可_レ然、同時可_レ任、長方同_レ之）

義仲（任国、叙爵）

行家（任国、叙爵、但以「国之勝劣」任_レ之、尊卑可_二差別云々。実房卿云、義仲従上、行家従下宜敷）

右のように、『玉葉』では、頼朝・義仲・行家三人について触れ、行家を頼朝・義仲に次ぐ第三位と記している。一方、源平盛衰記は頼朝と義仲二人の勲功を中心に描き、行家の賞について記されていない。これはおそらく、源平盛衰記の編者が『史記』巻五十六「陳丞相世家」に影響された結果ではないだろうか。源平盛衰記の編者は『玉葉』に記されたように、義仲・行家を賞する際、頼朝も交えて行賞する必要が生じ、三者の等級を定めた事実を知っていたのであろう。しかし、賞の順位を定める先例として陳平・周勃の故事を想起し、頼朝と義仲を

これに準え、行家の賞には触れなかったのであろう。

イ、河陽之蒐春秋猶忌之

次に、『源平盛衰記』巻二「清水寺縁起」には、次のような本文が見られる。¹³

左衛門督重盛卿ハ、当家追討ノ披露一定僻事ニコソ、参テ御気色伺ハントテ、院参シ給ケル程ニ、上皇ハ又閭巷ノ説ヲ為被謝仰六波羅ヘ御幸アリ。左衛門督公光卿、治部光隆卿供奉セラレタリ。重盛卿道ニテ参会給ヒ、御供申テ奉入。平中納言清盛ハ、用心ノ為ニヤ所勞ト称シテ見参ニ入ラザリケレバ、空ク還御有ケリ。河陽之蒐春秋猶忌之トイヘリ、忽ニ君臣ノ道ヲ忘テ、今上下ノ礼ヲ背ケレ共、君トシテ其罪ヲ責ルニアタハズ、臣トシテ其咎ヲ恐ルル事ナシ。朝家ノ恥武将ノ驕、只此事ニアリ。是又平家ノ狼藉ノ第二度也。

これは清水寺焼失後、平家追討の噂を打ち消すために、後白河院が六波羅へ御幸したが、清盛に会えずにそのまま還御したことを描いたくだりである。この事態に対して、源平盛衰記は傍線部以下のように、他本に見られない独自の評価をし、清盛の後白河院に対する不遜を非難している。傍線部の出典については、中世の文学『源平盛衰記』一・六四頁の頭注に次のような指摘が見られる。⁽¹⁴⁾

晋の文公が衰王を招いた、河陽での会合について、史書の「春秋」は詳述することを憚っている意。「是会也、晋侯召王、以諸侯見、且使王狩、仲尼曰、以臣召君、不可以訓、故書曰、天王狩于河陽、言非其地、也且明德也」(春秋左氏伝・僖公二十八年)。

ここでは出典として『春秋左氏伝』が挙げられている。晋の文公が襄王を温の地まで召して、河陽で狩りをさせ

た。これは臣下として非礼なことで、『春秋』では君王の明德を損じないために、「天王狩于河陽」として記している。源平盛衰記では、この故事を借りて清盛の臣下としての無礼を描いている。

しかし、『春秋左氏伝』では原話のかたちで載せられており、源平盛衰記のような要約形式になっているわけではない。一方、『史記』卷三十九「晋世家」には本話を要約したかたちでの言及が見られる。

冬、晋侯会諸侯於温、欲率之朝周。力未能、恐其有畔者、乃使人言周襄王狩于河陽。壬申、遂率諸侯朝王於踐土。孔子讀史記至文公、曰諸侯無召王、王狩河陽者、春秋諱之也。

傍線部のように、「晋世家」には「王狩河陽者、春秋諱之也」の一文が見られる。これは源平盛衰記の傍線部「河陽之蒐春秋猶忌之」と同じく要約形式になっており、

詞章も類似している。

ウ、晋文勃鞞・齐桓管仲

加えて、源平盛衰記卷十九「兵衛佐催家人事」の次の本文を見てみよう。

其言実アリテ、其詞弁有ケレバ、兵衛佐モ深ク信ジ給ヒケリ。時政若知天之時歟、将又得兵之法歟、其詞一事モ違事ナカリケリ。(A) 昔晋文信勃鞞之言、以旧威懼、(B) 齐桓用管仲之計、以天下ヲ匡セリキ。今頼朝ト時政ト、合体同心シテ、廻籌於氈帳之中、烏合群謀之賊束手於軍門、決勝於島夷之外、狼戾返逆之徒伝、首於京都、天下遂平定、海内永一統セリ。

これは平家追討の院宣を受けて軍勢を集めていた頼朝が北条時政の意見を聞く場面につづく、時政の助言的確さを評するくだりである。ここでは、主を成功させた

「勃鞞之言」「管仲之計」に喩えて、時政の助言を評しているのである。傍線部の典拠について、遠藤氏は「(A)の出典は『左伝』の僖公二十五年を典拠として引いたものであろうか。「勃鞞」は寺人の客名にして人名ではない。(B)は『史記』卷六十二の管晏列伝がその典拠である」と指摘している。¹⁵⁾ Bはさて置き、まずは『春秋左氏伝』の本文を見てみよう。

晋侯問原守於寺人勃鞞、对曰、昔趙衰以壺飧從徑、餒而弗食、故使処原。

これは晋文公が勃鞞に原の大夫の適任者を尋ねた時、勃鞞が推薦した趙衰が採用されたことを記した部分である。しかし、源平盛衰記にいう「昔晋文信勃鞞之言」とは本話ではなく、晋文公が二度も自分を謀殺しようとした勃鞞の密告を信じ、呂甥・冀芮の謀反を防いだ話を指すはずである。この話は『国語』『晋語四』に次のよう

に詳述されている。¹⁶⁾

初、猷公使寺人勃鞞伐公于蒲城、文公逾垣、勃鞞斬其袂。及入、勃鞞求見、公辞焉、曰、驪姬之讒、尔射余于屏内、困余于蒲城、斬余衣袂。又為惠公從余于渭濱、命曰三日、若宿而至。若十二命、以求殺余。余于伯楚屢困、何舊怨也。退而思之、異日見我。対曰、吾以君為已知之矣、故入。猶未知之也、又将出矣。事君不貳是謂臣、好惡不易是謂君。君君臣臣、是謂明訓。明訓能終、民之主也。二君之世、蒲人、狄人、余何有焉。除君之惡、唯力所及、何貳之有。今君即位、其無蒲、狄乎。伊尹放太甲而卒以為明王、管仲賊桓公而卒以為侯伯。乾時之役、申孫之矢集于桓鉤、鉤近于袂、而無怨言、佐相以終、克成令名。今君之德宇、何不寬裕也。惡其所好、其能久矣。君實不能明訓、而棄民主。余、罪戾之人也、又何患焉。且不見我、君其無悔乎。

一二

于是呂甥、冀芮畏偏、悔納文公、謀作乱、將以己丑焚公宮、公出救火而遂殺之。伯楚知之、故求見公。公遽出見之、曰、豈不如女言、然是吾惡心也、吾請去之。伯楚以呂、卻之謀告公。公懼、乘駟自下、脱会秦伯于王城、告之乱故、及己丑、公宮火、二子求公不獲、遂如河上、秦伯誘而殺之。

右のように、勃鞞は猷公と惠公の命令で二度も文公を殺そうとした。のちに文公が晋に戻り、勃鞞は齊桓公と管仲の話を引いて自身の忠心を説得しようとした。そして、呂甥・冀芮の謀反を密告し、文公はこれによって難から逃れられた。しかし、『国語』では原話を記すかたちで、源平盛衰記のような要約形式になっているわけではない。

一方、『史記』卷八十三「魯仲連鄒陽列伝」には次のような本文が見られる。

是以聖王覺寤、捐子之之心、而能不説於田常之賢。
封比干之後、修孕婦之墓、故功業復就於天下。何則。
欲善無厭也。夫晋文公親其讎、彊霸諸侯、齊桓公用
其仇、而一匡天下。何則、慈仁愷勤、誠加於心、不
可以虚辞借也。

これは斉国の鄒陽が他人の中傷で囚われ、己の弁明を
するために梁孝王に書いた手紙の中の一節である。傍線
部のように、『史記』では源平盛衰記と同じように、晋
文公と齊桓公がその仇敵を信用することがセットで記さ
れている。なお、傍線部について、『史記集解』には「謂
晋寺人勃鞞齊管仲也」というように、勃鞞・管仲の名前
を補っている。

また、同じような記述は『漢書』の顔師古注、『文選』
の李善注にも見られる。『漢書』卷五十一「賈鄒枚路伝」
の注を見てみよう。

何則。欲善亡厭也。夫晋文親其讎、彊伯諸侯。齊桓
用其仇、而一匡天下。〈張晏曰、寺人勃鞞為晋献公
逐文公、斬其袪。及文公即位、用其言以免呂却之難。
管仲射中桓公帶鉤、而用為相。〉

注釈部分のように、『漢書』の顔師古注には、勃鞞と
管仲の手柄を簡潔に記している。また、『文選』卷三十
九鄒陽の「於獄上書自明一首」の次の部分を見てみよう。

故功業覆于天下何則欲善無厭也。夫晋文公親其仇而
强霸諸侯。〈善曰張晏曰寺人勃鞞也、善曰。国語曰、
初献公使寺人勃鞞伐文公于蒲城、文公逾垣寺人斬其
袪、及入寺人求見、于是呂卻冀芮畏逼悔納公謀作乱、
伯楚知之故求見公、公遽見之、伯楚以呂卻之謀告公
韋昭曰、寺人掌内袪袂也。勃鞞字伯楚。〉齊桓公用
其仇而一匡天下。〈善曰左伝寺人披謂晋侯曰、齊桓
公置射鉤而使、管仲相桓公霸諸侯、

一匡天下。〕

傍線部のように、『文選』にも『史記』・『漢書』と一致した本文が見られる。そして、李善によって記された注の部分では、勃鞞と管仲について、『史記』・『漢書』よりもさらに詳しい説明が見られる。このようにみると、源平盛衰記の本話が『史記』・『漢書』・『文選』の古注釈のいずれかを参照した可能性がある。これは『平家物語』諸本における漢籍の受容様相を解明するための重要な問題で、今後の課題としてさらに究明したいと思う。

おわりに

冒頭に述べたように、かつて筆者は源平盛衰記が『後漢書』の原典を参照した可能性があることを指摘した。当然、『後漢書』より有名な『史記』も直接依拠されたのではないかと推測された。だが、これを前提に調査し

一四

たが、『史記』の場合は直接の引用例に該当する可能性があるものは右のアーウ三例にとどまった。特にイとウでは、源平盛衰記の中の人物を『史記』の中の人物と対照しているが、両作の字句は異なっている。加えて、もし源平盛衰記が直接『史記』を参照していたとするなら、直接依拠した例が三例しかないことは考えにくい。それゆえ、これらの例は『史記』を直接引用したというよりも、和製類書や中世史記とは異なる二次的文献に依拠した可能性が高い。

一方、例えば延慶本第二中の卅六「燕丹之亡事」には、燕太子丹が追討された後、荊軻の昔の親友である高漸離が再度始皇帝暗殺を試みたが、やはり失敗して殺された記事が記されている。その出典として『史記』二見エタリ」と記している。これについて、佐伯真一氏はこの部分は多く『史記』に依拠しつつも、他の文献も挿入したと指摘する。また、「史記に依拠せぬ諸本の史記との共通語句は、史記との間に延慶本の本文の介在を想定す

る」と述べ、平家物語諸本における燕丹説話の古態が延慶本に見られるとの考えを示している。¹⁷⁾ このように、延慶本は『史記』と親近した関係性が見られるが、源平盛衰記では『史記』の受容が殆ど二次的文献に拠っていることが窺える。源平盛衰記の編者は『史記』原典そのものに参照せずに、和製類書や中世史記、それ以外の二次的文献も加え、多種の資料を通じて『史記』の内容を撰取したものと考えられる。

注

- (1) 陳晨「源平盛衰記における『後漢書』の受容」(『軍記と語り物』第五十六号、二〇二〇年)
- (2) 遠藤光正氏「『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠 一〇八」(『東洋研究』第七十七・八十・八十五・八十七・九十一・九十四・百四号、一九八六～一九九二年)
- (3) 牛尾久美子氏「『源平盛衰記』の中国故事説話について」(『国文目白』第十号、一九七一年)
- (4) 楊曉捷氏「源平盛衰記における中国故事説話についての研究」(『国語国文』第五十五号、一九八六年)
- (5) 牧野和夫氏「『幽王始めて是を開く』ということ——天台三大部注釈書と『源平盛衰記』の一話をめぐる覚書」(『実践国文学』第三十四号、一九八八年)
- (6) 黒田彰氏「中世説話の文学史的環境」第二章第一節「源平盛衰記と和漢朗詠集永濟注——増補説話の資料」(和泉書院、一九八七～一九九五年。初出、『説話文学研究』第十七号、一九八二年)
- (7) 増田欣氏「平家物語と源光行の蒙求和歌」(『富山大学教育学部紀要』第十七号、一九六九年)
- (8) 遠藤光正氏「『源平盛衰記』に載録の漢籍と引用章句の用法について」(『東洋研究』第百十号、一九九四年)
- (9) 遠藤光正氏注2前掲論文
- (10) 遠藤光正氏「『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠 六」(『東洋研究』第九十一号、一九九〇年)
- (11) 以下、『史記』本文の引用は全て新釈漢文大系『史記』五・

七・九（明治書院、一九七三年）による。

- (12) 九条兼実著『九条家本玉葉』第二（宮内庁書陵部、一九九四年）

- (13) 以下、源平盛衰記本文の引用は全て『源平盛衰記 慶長古活字版』（勉誠社、一九七七～一九七八年）による。なお、句読点と濁点は私に補った。

- (14) 市古貞次氏ほか校注、中世の文学『源平盛衰記 一』六四頁頭注（三弥井書店、一九九四年）

- (15) 遠藤光正氏「『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠 四」（『東洋研究』第八十七号、一九八八年）

- (16) 大野峻氏編、新釈漢文大系『国語』上（明治書院、一九七五年）

- (17) 佐伯真一氏「平家物語燕丹説話の成立」（『軍記と語り物』第十五号、一九七九年）

Citation Issues of the “*Shiji*” in the “*Genpei jōsuiki*”

CHEN Chen

Abstract

This paper mainly investigates the citation issue of the “*Shiji*” (Records of the Grand Historian) in the “*Genpei jōsuiki*”. In a previous study I have discussed about the citation of the “*Hòu Hànshū*” (Book of the Later Han Dynasty) in the “*Genpei jōsuiki*”, and discovered that it is highly possible that the “*Hòu Hànshū*” was been directly cited. This leads to the question if the “*Shiji*”, which is one of the three most diffused Chinese historical books in ancient Japan, was been directly cited as well.

Based on this assumption, the result of my analysis shows that in the “*Genpei jōsuiki*” there are only three cases which are similar to the contents of the “*Shiji*”, and in particular two of the examples differ from the text in the “*Shiji*”. Since there are only three examples of direct referring to the “*Shiji*” in the “*Genpei jōsuiki*”, we can assume that the “*Shiji*” is not directly cited in the “*Genpei jōsuiki*”, but extracted through many kinds of secondary sources.

Key words: *Genpei jōsuiki*, *Shiji* (Records of the Grand Historian), Citation Issues